

くらし

油・断・快適！  
下水道

下水道に油を流さないで！  
下水道に油を流すと、  
下水道の中で固まってつま  
ったり、悪臭の原因となりま  
す。  
固まった油がオイルボール  
になって、東京湾や河川に流  
れ出てしまいます。

公共下水道の  
切り替えを！

公共下水道は自然環境、住  
宅環境を守り、環境衛生を向  
上させるために整備されてい  
ます。毎日の生活から出るト  
イレ・台所・風呂・洗濯等の  
雑排水の汚水を公共下水道に  
流すことにより、衛生的で  
快適な生活を送ることがで  
き、また河川等にきれいな水  
を流すことができます。

その他

寄付・寄贈

市政へのご協力をいただ  
き、誠にありがとうございました。  
東芝自治会様(2万8千2  
円)  
秘書課(☎内線126)  
・新倉健治様(真誠学舎関係  
文書4点)  
・匿名1人様(新生児オムツ  
150枚)  
管財課(☎内線121)

審議会等開催情報

青少年問題協議会(子育て  
支援課・内線152)：10月23日  
(月)午前10時から・インゲ  
ビル3階・子育て支援計画の  
進捗よく状況と今後の課題  
(案)について・5人 都  
市計画審議会(都市計画課・  
内線242)：10月24日(火)午  
前10時から・防災センター・  
生産緑地地区の都市計画変更  
について・10人 下水道審  
議会(下水道課・内線248)：  
10月25日(水)午後2時から  
・保谷庁舎・下水道使用料の  
適正化について・5人 廃  
棄物減量等推進審議会(ごみ  
減量推進課・内線221)：10月  
26日(木)午後2時～4時・  
防災センター・家庭ごみの資  
源化促進と適正な費用負担に  
ついて・5人

障害福祉計画検討委員会  
(障害福祉課・内線341)：10  
月27日(金)午後6時～8時  
・インゲビル・障害福祉計画  
について・10人

教育委員会の開催  
日程

とき 10月24日(火)午後  
2時から  
ところ 防災センター  
議題 行政報告ほか  
傍聴人数 10人  
教育庶務課(☎内線261)

募集

契約職員募集

職種 保谷こもれびホール  
施設管理、事業運営等事務  
募集人数 1人  
資格 昭和22年4月2日生  
から昭和63年4月1日生まで  
の方で、文化施設管理や事業  
運営に熱意と関心のある方  
勤務 月20日(土・日曜日  
・祝日を含めて交代勤務)  
午前8時30分～午後10時まで  
の間で6時間の交代勤務  
給与 時給千900円

モニター募集

市では、市政の課題等につ  
いて、市民の皆さんの意向を  
迅速に把握し政策に反映させ  
るため、インターネットモニ  
ター制度を試行します。今年  
度は、東大農場をテーマとし  
て皆さんの意見を聞かせてく  
ださい。  
1 インターネットモニター  
の概要  
人数 50人  
モニター要件(左記の条件  
を全て満たす方)  
平成18年4月1日現在、18  
歳以上で、市内在住または在  
勤・在学の方  
市政に関心があり、協力の  
意思をお持ちの方 公務員  
でない方 インターネット  
のブラウザ閲覧およびメール  
機能を利用できる方  
モニター依頼期間 依頼す  
る日からその年度の末日まで  
モニターに依頼する役割  
市政に関するアンケートの  
回答期間内に3回程程度予定  
市政の課題に対する意見の



提出など  
アンケート、意見提出の方  
法 インターネットを利用し  
たアンケートの回答および意  
見の提出  
謝礼 全アンケートに回答  
の場合、500円相当  
2 インターネットモニター  
の募集および決定  
募集方法  
希望者は市ホームページ  
(http://www.city.nishiohok  
yo.lg.jp)にアクセスし、申  
込専用ホームページから申し  
込む  
インターネットモニターへ  
の応募理由(100字程度)・郵便  
番号・住所・氏名(ふりがな)  
・年齢・性別・職業・電話番  
号(自宅・勤務先)・e-mail  
アドレス・以前審議会等に  
参加した場合はその内容  
募集期限 11月15日(水)  
決定 地域・性別・年代  
等を考慮して決定 結果  
は、11月中旬以降応募者に通  
知  
企画課(☎内線112)

市報10月1日号のお詫びと訂正  
8面「10月1日」中  
ほうやぎざわ「むくのきまつり」  
の開始時間「午前11時」は、正しく  
は「午前10時30分」でした。  
9面「10月のとしよかん」中  
休館日は、正しくは「16日・23日・  
30日(月)」でした。  
以上、お詫びして訂正します。

10月から福祉サービスが変わります

10月から障害のある方へ  
のサービスとして、地域生  
活支援事業がはじまりました。  
これは、障害のある方  
の地域における生活を支え  
るため、地域や利用者の実  
情に応じて実施する事業で  
す。既存のものを含め、次  
のような事業を行います。



移動支援  
障害のある方が外出する  
希望があり、宿泊を伴わず  
一日の範囲で用事を終える  
ことができる場合、移動の  
介護を行います(外出の目  
的等によりサービスは異な  
ります)。  
デイサービス  
障害のある方が日中の活  
動の場として通所をし、機  
能訓練、創作的活動、社会  
生活への適用のために必要  
な訓練等を行い、自立の促  
進・生活の改善・機能の維  
持向上等を図ります。  
日中一時支援  
障害のある方の日中の活  
動の場を確保し、または介  
護者による介護が一次的に  
困難となった場合や介護者  
の休養が必要な際に、日帰  
りで施設に滞在するもので  
す。  
生活サポート  
障害者自立支援法の介護  
訪問入浴サービス、障害  
者スポーツ支援、自動車運  
転免許・改造助成、更生訓  
練事業等があります。  
サービスにより、その対  
象者要件、利用要件があり、  
また一定の割合で利用者負  
担金がかかるものもありま  
す(一部減免制度がありま  
す)。表1参照  
障害福祉課(☎内線2346)

別表2 制度の移行と新名称

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護給付(9月まで) | 地域生活支援事業(10月から)    |
| 外出介護       | 移動支援               |
| デイサービス     | デイサービス             |
| 短期入所(日帰り)  | 「日中一時支援」           |
| 家事援助(見守り)  | 「生活サポート：生活支援(見守り)」 |

別表1

| サービス内容              | 10月1日から |        |      |
|---------------------|---------|--------|------|
|                     | 非課税世帯1  | 非課税世帯2 | 課税世帯 |
| 移動支援                | 3%      | 3%     | 1割   |
| デイサービス              | 3%      | 5%     | 1割   |
| 日中一時支援              | 3%      | 5%     | 1割   |
| 生活サポート              | 3%      | 3%     | 1割   |
| 日常生活用具の給付           | 1割      | 1割     | 1割   |
| 日常生活用具の給付(ストマ・紙おむつ) | 3%      | 5%     | 1割   |
| コミュニケーション支援         | なし      | なし     | なし   |

生活保護世帯は利用者負担額なし。  
上記以外のサービスについては、これまでどおりの助成を行います。  
非課税世帯1は利用する本人の収入が80万円以下。非課税世帯2は非課税世帯1以外の非課税世帯。